

患者さまへ

令和8年3月より、当院は「ベースアップ評価料（1）」を算定します。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。
ご理解くださいますよう、お願いいたします。

「ベースアップ評価料（1）」について

- ①看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和6年6月から始まった報酬制度です。
- ②当院は、令和8年3月より本評価料を算定します。これにより患者様の診療費のご負担が上がる場合があります。
- ③この「ベースアップ評価料（1）」による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。